

高齢者雇用
を支援する

65歳超雇用推進助成金

趣旨・目的

高齢者が意欲と能力がある限り、年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施した事業主に対し、助成金を支給します。

支給対象となる措置

[65歳超継続雇用促進コース]

- 65歳以上の年齢への定年の引上げ
- 定年の定め廃止
- 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

[高齢者評価制度等雇用管理改善コース]

生涯現役社会の実現に向けて実施する高齢者雇用管理制度の導入等

[高齢者無期雇用転換コース]

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させる場合

支給額（※企業規模により助成割合が異なります。）

[65歳超継続雇用促進コース]

- 「65歳以上への定年引上げ」：10万円～160万円
- 「定年の定め廃止」：20万円～160万円
- 「希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入」：5万円～100万円

※60歳被保険者数及び措置内容により支給額が異なります。

[高齢者評価制度等雇用管理改善コース]

上限額：18万円（生産性要件を満たす場合は22万5千円）

高齢者の活用促進のための雇用管理制度の導入に要した費用の60%（生産性要件を満たす場合は75%）

[高齢者無期雇用転換コース]

対象者1人につき48万円（生産性要件を満たす場合は60万円）

※上記3コースについて、平成31年4月1日以降に支給申請書が提出されたものに適用されます。

各コースの内容に関してのご相談、ご質問については当課までお知らせ願います。

※生産性要件の算定方法等については、以下のページ（厚生労働省）をご参照ください。

「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課

TEL：077-537-1214（130ページ No.30）